

聖籠町地域防災計画は、各機関が有機的に災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することで、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に策定しています。

今回の修正には、頻発・激甚化する災害に対処すべく、防災対策の強化を図ることで、被害を最小化するための防災に関する新たな対処方針などを反映しています。

この資料は、主要な修正内容や考え方などを修正概要としてまとめたものです。

聖籠町地域防災計画の修正について

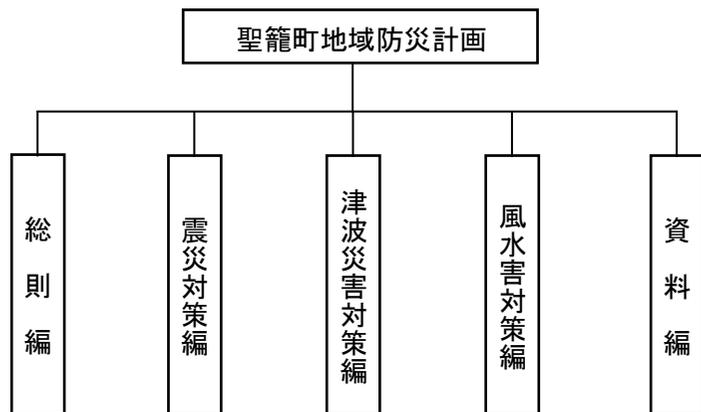
【修正概要】

令和5年3月

聖籠町防災会議

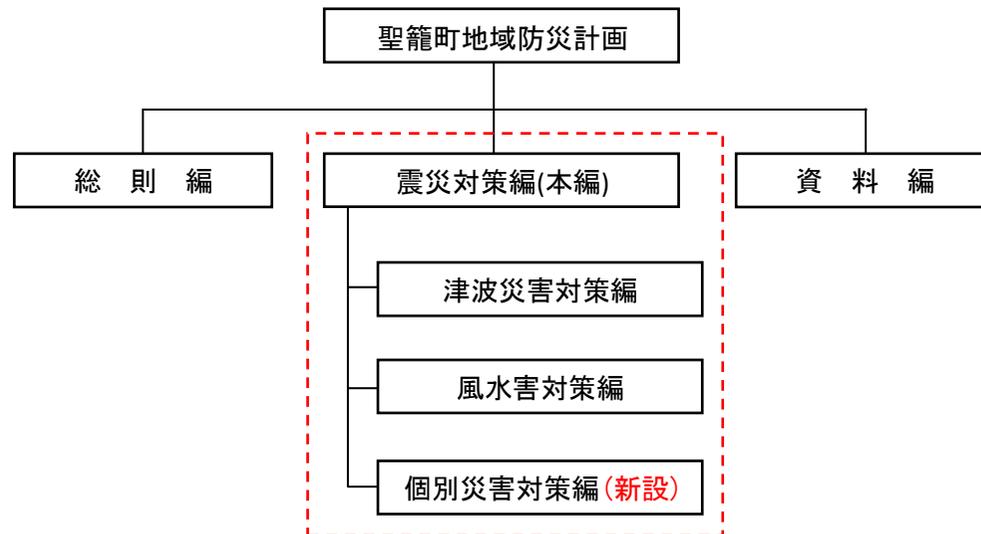
(事務局：生活環境課)

【現行】聖籠町地域防災計画の構成（体系図）



現行の計画においては、『総則編』『震災対策編』『津波災害対策編』『風水害対策編』『資料編』がそれぞれ独立している。

【修正後】聖籠町地域防災計画の構成（体系図）



修正後の計画においては、『総則編』『震災対策編』『資料編』はそれぞれ独立しているものとし、『震災対策編』を本編として、その下に「津波・風水害・その他の個別の災害」に特化した内容を定めるものとして『津波災害対策編』『風水害対策編』『個別災害対策編』を位置付けている。

■ 聖籠町地域防災計画（修正後）の構成

項目	各編の内容等
総則編	計画の目的、防災の基本方針及び町民及び防災関係機関の責務、各種災害の被害想定等について定めたものである。
震災対策編（本編）	震災をはじめとする災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、各種災害対策を「予防」「応急」「復旧・復興」といった時系列ごとに配するものである。
津波災害対策編 風水害対策編 個別災害対策編	震災対策編（本編）に付随するものであり、津波・風水害・その他の個別の災害による被害を最小限にするための、各種災害に特化した対策を抜き出して、時系列ごとに配するものである。
資料編	計画に関連する各種資料を掲載したものである。

■ 修正の概要

- ✓ 新潟県中越地震（H16）、新潟県中越沖地震（H19）など、県内に大きな被害を与えた地震を経験。また、東日本大震災（H23）、熊本地震（H28）、北海道胆振東部地震（H30）など、全国的に大きな地震が発生
- ✓ 新潟県では、地震対策の基礎資料として、平成9年度に地震被害想定を公表したが、20年以上が経過し、想定技術の進歩や社会情勢の変化、新たな知見の蓄積などが進んでいることから、令和元年6月から令和4年3月にかけて、平成9年度以来2回目となる『新潟県地震被害想定調査』を実施

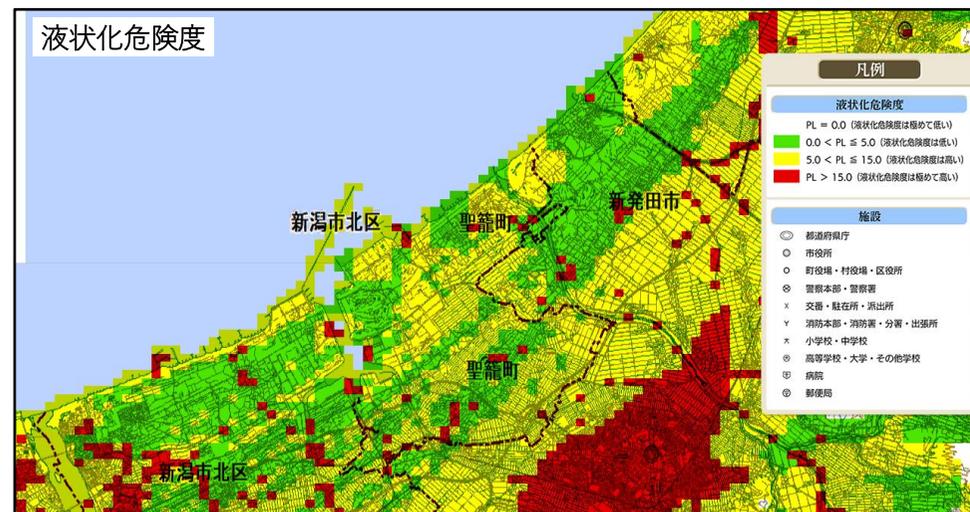
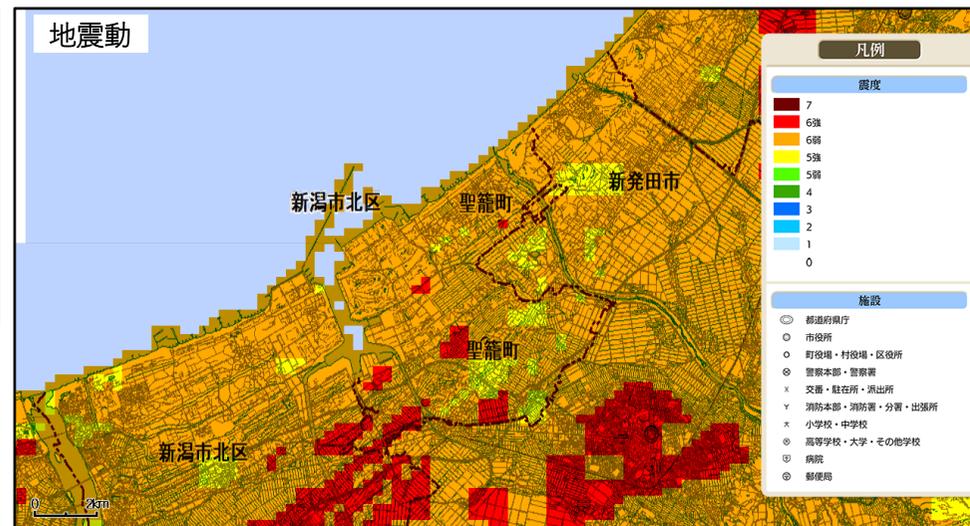
▶ 地震対策に係る基礎資料として、令和4年3月公表の『新潟県地震被害想定調査（以下「県地震調査」という）』結果を計画に反映した。

【新潟県地震被害想定調査の結果①】

- ▶ 県地震調査で採用された9つの想定地震のうち、本町に及ぼす影響が大きいと予想されるのは「楯形山脈断層帯」「月岡断層帯」「長岡平野西縁断層帯」「F34（県北・山形沖）」の4想定地震
- ▶ さらに、この中でも「F34（県北・山形沖）」の想定地震が及ぼす影響が最も大きく、地震動については、町内の一部で震度6強、大部分で6弱の揺れ（右図表のとおり）が予想される。また、液状化危険度についても、町内の大部分で高い危険度が示される。

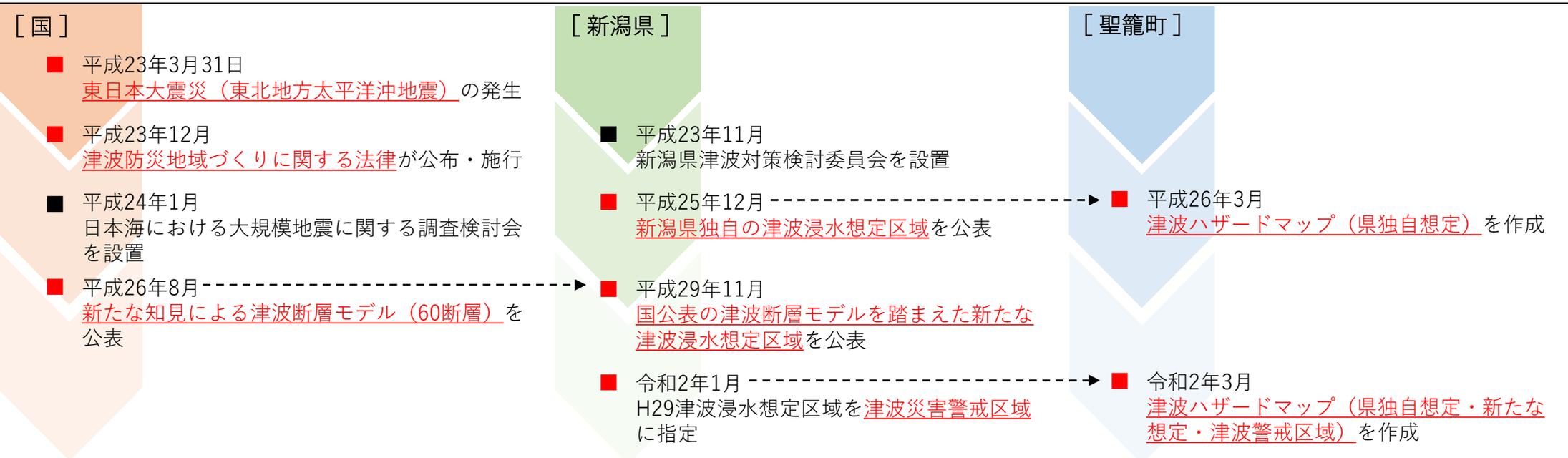
【新潟県地震被害想定調査の結果②】

項目		楯形山脈断層帯	月岡断層帯	長岡平野西縁断層帯	F34（県北・山形沖）	
建物被害	揺れ	全壊(棟)	7	240	13	243
		半壊(棟)	154	1,099	220	1,189
	液状化	全壊(棟)	5	7	6	8
		半壊(棟)	218	287	228	331
地震火災	焼失(棟)	0	13	0	10	
人的被害	建物倒壊	死者(人)	0	16	0	16
		重傷者(人)	0	26	0	27
		軽傷者(人)	31	237	44	251
避難者数	直後(人)		84	603	110	690
	1週間後(人)		84	603	106	632
	1箇月後(人)		84	603	106	632



〈図表 地震動及び液状化危険度（F34（県北・山形沖））〉

【津波対策に係る、国・新潟県・町の経過等 (⇒計画に反映)】



国公表の津波断層モデルを踏まえた新たな津波浸水想定区域（平成29年11月）

▶ 国が公表した津波の発生要因となる大規模地震の津波断層モデル（60断層）のうち、新潟県に影響が大きい7断層及び県独自想定（H25）で採用した2断層の計9断層を選定し、浸水想定を行ったもの。

【国公表の津波断層モデル】

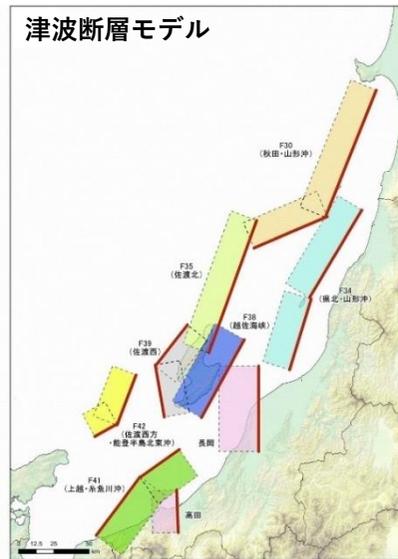
- ① F30（秋田・山形沖） ② F34（県北・山形沖）
- ③ F35（佐渡沖） ④ F38（越佐海峡）
- ⑤ F39（佐渡日） ⑥ F41（上越・糸魚川沖）
- ⑦ F42（佐渡西方・能登半島北東沖）

【県独自の津波断層モデル】

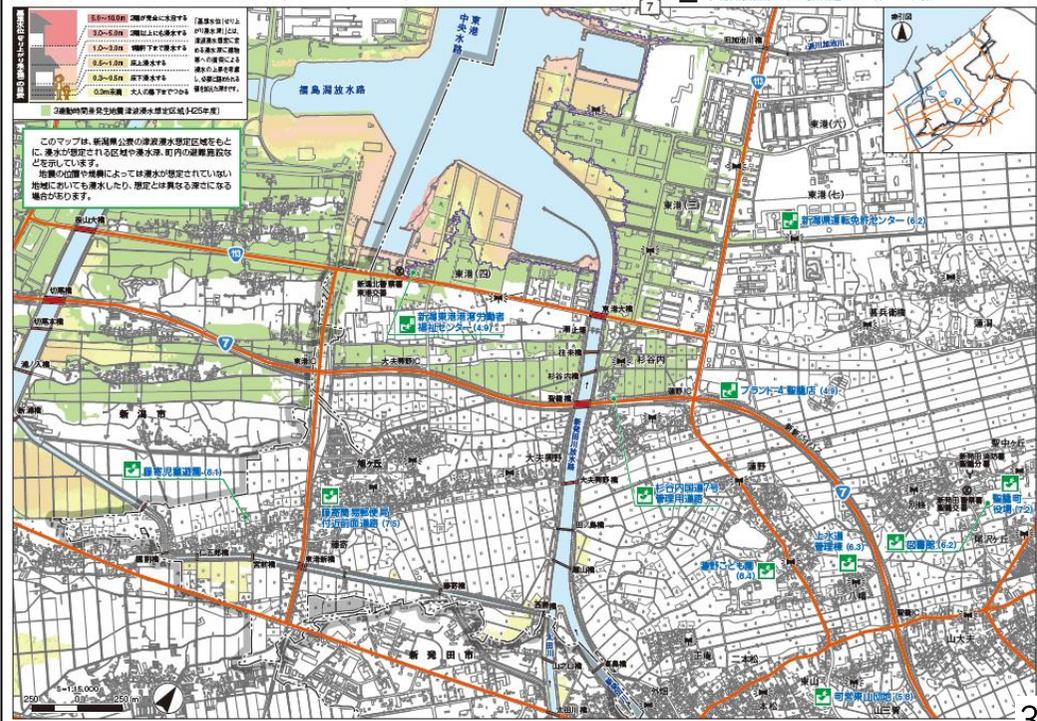
- ⑧ 長岡平野西縁断層帯 ⑨ 高田平野西縁断層帯

▶ 町では、上記①・②・③・④・⑧の断層による影響が大きいとして浸水域を算出

最高津波水位 (沿岸(全海岸線))	影響開始時間	浸水面積 (1cm以上)
3.2-7.1m	5-10分	174ha



津波ハザードマップ（R2.3公表）



修正の概要

- ✓ 近年の頻発・激甚化する豪雨等に、ハード・ソフト対策を一体として対応するため、平成29年6月に水防法が改正。この改正により、国・都道府県は、洪水予報河川及び水位周知河川（加治川水系加治川）について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を指定することが義務となった。
 - ✓ 併せて、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村は、洪水ハザードマップの作成及び周知が義務化された。
- ▶ 洪水対策に係る基礎資料として、平成29年公表の『加治川洪水浸水想定区域（想定最大規模）』を計画に反映した。

【洪水対策に係る新潟県・町の経過等】

- **【新潟県】** 平成15年 加治川洪水浸水想定区域（計画規模）を公表
- **【新潟県】** 平成16年 福島潟及び福島潟放水路その他支川洪水浸水想定区域（計画規模）を公表
- **【新潟県】** 平成21年 太田川洪水浸水想定区域（計画規模）を公表
- **【新潟県】** 平成22年 新発田川洪水浸水想定区域（計画規模）を公表
- ▼ **【聖籠町】** 平成22年 洪水ハザードマップを作成・公表（加治川・新発田川・太田川）

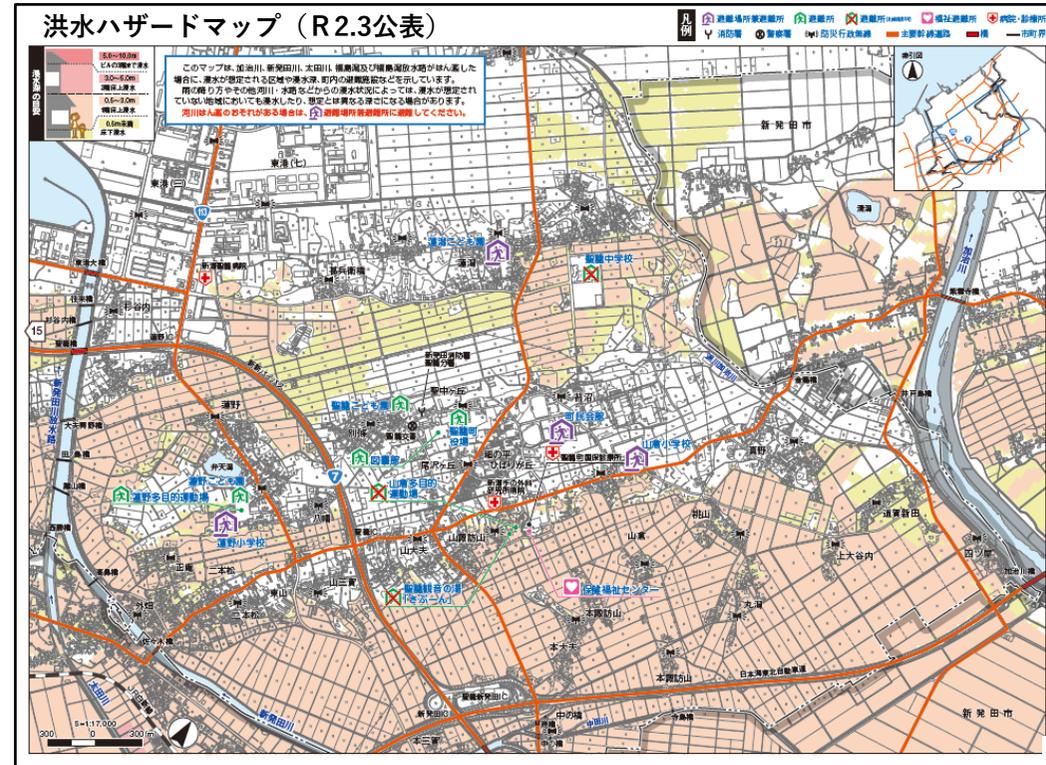
水害の頻発・激甚化、多数の死者や甚大な被害の発生

水防法等の一部を改正する法律が施行

- **【新潟県】** 平成29年 加治川洪水浸水想定区域（**想定最大規模**）を公表
- ▼ **【聖籠町】** 令和2年 洪水ハザードマップを作成・公表（加治川・新発田川・太田川・福島潟及び福島潟放水路その他支川）

【洪水浸水想定の特長】

	加治川	新発田川	太田川	福島潟及び福島潟放水路
発生確率	1,000年に1回		50年に1回	
降雨規模	15時間総雨量 460mm	1日間総雨量 70.6mm(山地) 60.0mm(平地)	1日間総雨量 353mm(山地) 300mm(平地)	2日間総雨量 331.4mm
浸水継続時間	12h以上24h未満			



■ 修正の概要

- ✓ 災害発生時において、町民をはじめ、町や防災関係機関等が連携して、防災活動を迅速かつ的確に実施するためには、平時の防災訓練が重要
 - ✓ 町では、町民主体型の防災訓練として、平成19年より、年に1回、『まちなか防災訓練』を実施しているが、マンネリ化や参加者数の減少などの課題が見受けられる。
- ▶ まちなか防災訓練のほか、『総合防災訓練』『避難所開設・運営訓練』『無線通信訓練』等を、新たに計画に位置付けた。

■ 各種訓練の概要等

[まちなか防災訓練 (対象：町民)]

地域・町民等が主体となって、大規模災害に備えた防災訓練を実施することにより、各地域や各家庭で防災、減災に対する課題を共有し、災害への対応力を高めることを目的とする。

● 実施時期等

原則、年1回実施し、実施時期は10月第3日曜日とする。実施場所については各集落(各自主防災組)ごとに決定する。

● 訓練方法

原則、実動訓練とし、各地域により想定される災害種別等が異なることから、特に、地震、津波、風水害など、必要性が高い災害を想定し、地域の実情に応じた訓練を実施する。

[総合防災訓練 (対象：町民)] (新設)

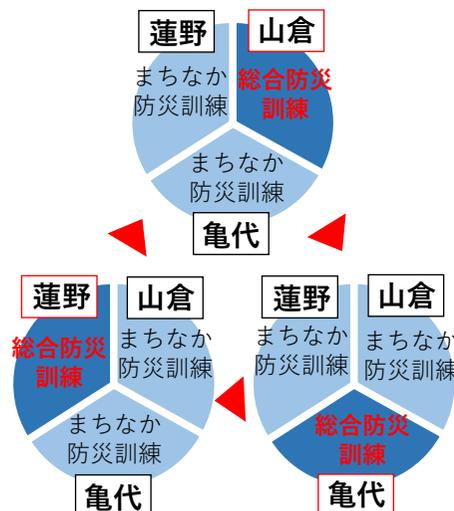
町が主体となり、県、防災関係機関等の協力のもと、町民参加型による防災訓練を実施することにより、災害に関する知識の習得や防災意識の高揚を図ることを目的とする。

● 実施時期等

原則、各小学校区単位で3年に1回実施し、まちなか防災訓練の実施時期などの機会を捉えて実施する。

● 訓練方法

大規模な地震、津波、風水害など、各種の災害を想定した、体験型訓練等を実施する。



〈図表 防災訓練実施のイメージ〉

[職員訓練・図上訓練 (対象：職員)]

● 職員参集訓練

勤務時間外の大規模災害発生時における職員の迅速かつ確かな初動体制確保のため、非常招集等の訓練を実施する。

● 災害対策本部設置等訓練

災害対策本部に配置する職員の状況判断能力向上や防災関係機関等との協力体制強化を目的とした図上訓練を実施する。

[無線通信訓練 (対象：職員)] (新設)

災害時における情報孤立対策や情報機器の操作習熟のため、防災関係機関相互の通信連絡訓練や町防災行政無線などによる情報伝達訓練を実施する。

[避難行動要支援者の参加を重点に置いた避難誘導訓練 (対象：町民)] (新設)

まちなか防災訓練などの機会を活用し、避難行動要支援者自身の参加による実践的な避難誘導訓練を実施する。

[避難所開設・運営訓練 (対象：町民・職員)] (新設)

総合防災訓練などの機会を活用し、町民参加による、感染症対策等を踏まえた実践的な避難所開設・運営訓練を実施する。

[学校等における防災訓練]

学校での様々な場面を捉えた訓練を実施し、児童・生徒等及び教職員の災害対応能力の向上を図る。

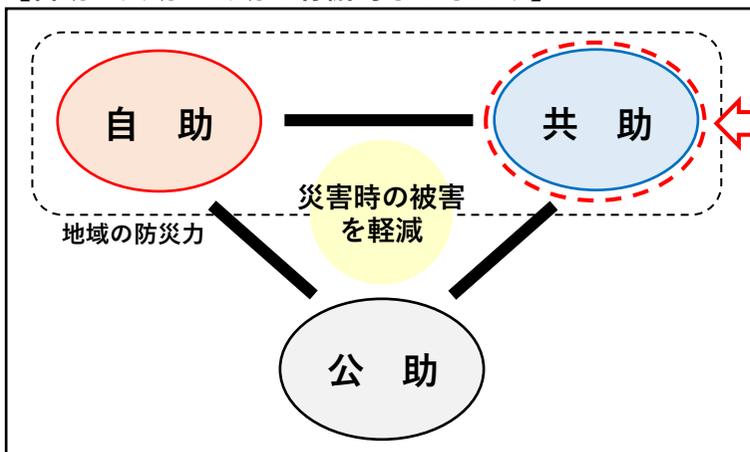
また、学校等が、災害時の避難所・避難場所としての役割を果たせるよう、避難所開設・運営訓練の実施等についても検討していく。

■ 修正の概要

- ✓ 大規模災害時には、通信・交通の途絶等により、行政、警察、消防機関などの防災関係機関の防災活動「公助」には限界がある。
- ✓ 町民等が自ら自分の命を自分の努力によって守る「自助」とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組む「共助」が重要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながるにより、被害の軽減を図っていく必要がある。

▶ 地域の連帯意識により、行政区単位などで防災活動を行う『自主防災組織』の整備・育成策を拡充する。

【自助・共助・公助の有機的なつながり】



【自主防災組織の役割等】

【自主防災組織】

行政区単位など、地域において防災活動を効果的に行うことができる組織とする。

【組織の編成(例)】

防災活動を効果的に進めていくため、組織を取りまとめる会長を置き、会長の下に、副会長のほか、情報班、避難誘導班など、町民一人ひとりの役割分担を決め、組織を編成する。

平常時の活動	災害時の活動
<ul style="list-style-type: none">● 情報収集・伝達体制整備● 防災知識の普及及び防災訓練の実施● 火気使用設備器具の点検● 防災用資機材等の備蓄及び管理● 危険箇所の点検・把握● 避難行動要支援者に係る情報収集・共有	<ul style="list-style-type: none">● 初期消火の実施● 地域内の被害情報収集● 救出・救護の実施・協力● 避難情報等の伝達● 避難の呼びかけ、率先避難及び避難誘導● 避難行動要支援者の支援● 給食・給水・物資等配分● 避難所運営支援 他

■ 町における自主防災組織の整備・育成への取り組み

【防災意識の啓発】

自主防災組織の意義を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかける。

自主防災組織の認定について、認定基準を、規約の有無から実際に防災目的を持った活動を行っているかに変更。全集落で、年1回、地域主体でまちなか防災訓練を実施していることから、全集落を自主防災組織に認定

【防災資機材等の整備支援】(見直し)

町や県、その他団体による助成事業等を活用し、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

町では、平成22年より、自主防災組織が行う『防災資機材の購入に要する経費』に対し、助成金を交付している。(補助率1/1、上限3万円/年)

▶ より効果的な支援となるよう見直しを行う

【防災訓練の支援】

自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

まちなか防災訓練の開催等により、地域における防災訓練の機会を創出し、訓練メニューの提案等、必要な支援を行う。

【防災リーダーの育成】(新設)

地域における自発的な組織である自主防災組織の取組は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きい。

担い手の発掘や研修会の開催、県事業の活用、先進の取組事例の検証などを通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる『防災リーダー』の育成等に努める。

■ 修正の概要

✓ 大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、町は県等の防災関係機関と相互協力体制を構築し、被災者の救援・救助を強力に推進できる体制を整える必要がある。

▶ 災害対応においては、災害発生からの段階（発生前を含む）で、求められる対応が変化していくことから、災害対策本部の組織体制等の見直しを実施

【災害対策本部等の種類】（見直し）

設置区分	災害対策基本法に基づく本部	災害に対する警戒のための本部（新設）
名称	〇〇災害対策本部	〇〇警戒本部
設置者	町長	町長
本部長	町長	町長
副本部長	副町長、総務課長	副町長、総務課長
職務代理	副本部長が職務代理	副町長が職務代理
本部員	各対策部長、各対策班長	関係課長等
事務局	事務局（生活環境班）	事務局（生活環境課）
事務局の長	危機管理部長（生活環境課長）	生活環境課長

【災害対策本部の組織】（見直し）

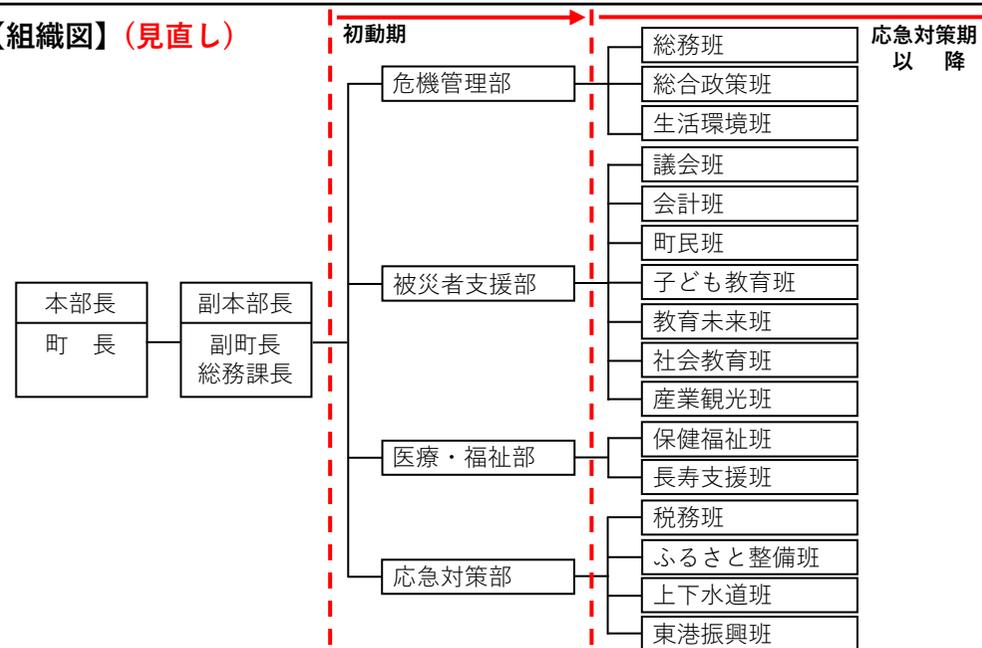
▶ 災害対応においては、災害発生からの段階で、求められる対応が変化することから、災害発生からの各段階を、『初動期』『応急対策期』『復旧・復興期』にフェーズ分けし、原則として、『初動期』を「部体制」で、『応急対策期、復旧・復興期』を班体制で対応する。

	初動期	応急対策期	復旧・復興期
時期の説明	発災後の混乱の中、また、人や物、情報など、利用できる資源に限りがある中で、人命を優先した対応が求められる時期	初動対応が安定し、被災者の生活の安定が求められる時期	被災者の生活再建に向けた取組が本格化する時期
時期	発災～1日程度	1日～1か月程度	1か月程度～
町の対応	部体制で対応	班体制で対応	

【災害対策本部の設置・廃止基準】（見直し）

区分	設置基準	廃止基準
地震・津波 	① 地震又は津波による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で <u>全庁的な対応の必要</u> があると認められる場合 ② <u>震度6弱以上の地震</u> による揺れが観測された場合	① 災害応急対策が概ね完了した場合 ② その他、必要がなくなったと認められる場合
洪水 	① <u>気象特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）</u> が発表された場合 ② 加治川の小松又は岡田水位観測所の水が、 <u>氾濫注意水位に到達し、降雨等の状況から「高齢者等避難」の発令を検討</u> する場合 ③ 台風情報で、 <u>暴風域が24時間以内に本町にかかる</u> と予想される、又は接近が見込まれる場合 ④ その他、町長が必要と認めた場合	① 河川水位の低下や気象情報、被害情報等から総合的に判断して廃止する。

【組織図】（見直し）



修正の概要

- ✓ 予期せず発生する、地震・津波災害では、初期段階での対応がその後の応急対策を左右する。
- ✓ 町は、災害応急対策を迅速に推進するため、職員招集体制をあらかじめ定めておく必要がある。

▶ 職員の配備体制については、基準を設けて以降、期間が経過していることなどから、あらためて地震・津波・風水害時における体制を整理した。

【地震発生時の配備体制】(見直し)

区分	配備基準	配備体制	職員動員体制
第1次配備 (警戒体制)	町内で震度4の揺れを観測したとき	① 被害状況・情報等の収集 ② 被害状況により「第2次配備」体制に移行	① 生活環境課長、補佐及び地域安全係員は登庁 ② 施設管理者等及び指定職員は登庁し、被害調査を実施 ③ その他職員は自宅待機
第2次配備 (緊急体制)	町内で震度5弱から5強の揺れを観測したとき	① 町民への広報 ② 警戒本部の設置 ③ 被害状況・情報等の収集 ④ 生活環境課長は本部長・副本部長に被害状況・情報等を報告し、本部長又は副本部長はその後の体制を判断 (災害対策本部設置の場合) ⑤ 初動・応急対策の実施	① 生活環境課長、補佐及び地域安全係員は登庁 ② 施設管理者等及び指定職員は登庁し、被害調査を実施 ③ その他職員は自宅待機 (災害対策本部設置の場合) ④ 全職員体制により、初動・応急対策を実施
第3次配備 (非常体制)	町内で震度6弱以上の揺れを観測したとき	① 町民への広報 ② 災害対策本部を設置 ③ 初動・応急対策の実施	① 全職員体制により、初動・応急対策を実施

【津波発生時の配備体制】

区分	配備基準	職員動員体制
第1次配備 (警戒体制)	町域の沿岸地域に津波注意報が発表されたとき	① 生活環境課長、補佐及び地域安全係員は登庁 ② その他職員は自宅待機
第2次配備 (緊急体制)	町域の沿岸地域に津波警報が発表されたとき	① 生活環境課長、補佐及び地域安全係員は登庁 ② 施設者管理者等及び指定職員は登庁
第3次配備 (非常体制)	町域の沿岸地域に大津波警報が発表されたとき	① 全職員体制により、初動・応急対策を実施

【風水害時の配備体制】(見直し)

区分	配備基準	配備体制	職員動員体制
第1配備	○ 気象警報(大雨、洪水)が発表された場合 ○ 気象警報(暴風、暴風雪、大雪)が発表され町長が必要と認めた場合 ○ 加治川の小松又は岡田水位観測所の水位が、水防団待機水位(小松11.0m・岡田13.8m)に到達した場合 ○ 台風情報が発表され、本町への影響が予想される場合	○ 警戒本部の設置 ○ 河川水位の確認 ○ 気象情報等の確認	○ 防災担当職員(2名)は登庁 ○ その他職員は自宅待機
第2配備	○ 加治川の小松又は岡田水位観測所の水位が、氾濫注意水位(小松11.94m・岡田14.30m)に到達し、降雨等の状況から高齢者等避難の発令を検討する場合 ○ 台風情報で、暴風域が24時間以内に本町にかかると予想される、又は接近が見込まれる場合	○ 災害対策本部の設置 ○ 高齢者等避難の発令・検討 ○ 河川水位の確認 ○ 気象情報等の確認 ○ 自主避難所の開設 (高齢者等避難発令) ○ 避難所の開設・受入	○ 生活環境課長、補佐及び地域安全係員登庁 ○ その他職員は自宅待機 ○ 全職員体制で応急対策を実施
第3配備	○ 加治川の小松又は岡田水位観測所の水位が、避難判断水位(小松13.01m・岡田15.30m)に到達し、降雨等の状況から避難指示の発令を検討する場合 ○ 台風情報で、暴風域が12時間以内に本町にかかると予想される、又は接近が見込まれる場合 ○ 気象特別警報(大雨・暴風・暴風雪・大雪)が発表された場合	○ 避難指示の発令・検討 ○ 河川水位の確認 ○ 気象情報等の確認 ○ 避難所の開設・受入	○ 全職員体制で応急対策を実施
第4配備	○ 加治川の小松又は岡田水位観測所の水位が、氾濫危険水位(小松13.43m・岡田16.18m)に到達した場合		

■ 修正の概要

- ✓ 災害による人的被害を最小限に抑えるため、避難者の適切な避難所収容並びに避難中途及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、町民等が主体的かつ適切に避難行動をとれる体制を整備する必要がある。
- ▼
- ▶ 警報、避難指示等の情報伝達体制の整備 (⇒『防災通信施設による情報伝達』のとおり)
 - ▶ 客観的な基準に基づく、迅速・適切なタイミングでの避難指示等の発令 (⇒『避難情報の発令基準』のとおり)
 - ▶ 指定緊急避難場所及び指定避難所の見直し、指定避難所の機能及び環境整備、福祉避難所の確保策などについて、整理した。

■ 避難場所・避難所等の定義

【指定緊急避難場所】

- 町民等が災害から命を守るために、緊急的に避難する施設又は場所
- 災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない施設又は場所、又は構造上安全な施設又は場所を指定
- 面積の目安は、一人当たり1.0㎡以上

【指定避難所】

- 避難者が災害の危険性がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった町民等が一時的に滞在する施設
- 避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れることが可能な構造、又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的安易な施設を指定
- 面積の目安は、一人当たり3~4㎡以上

【福祉避難所】

- 指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者等を収容する避難所
- 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化がなされているとともに、要配慮者等の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設を指定

【自主避難所】 (新設)

- 指定避難所とは異なり、台風が上陸・接近するおそれがある場合など、気象情報等を勘案した上で、自宅にいることに身の危険を感じる、一人でいることに不安感を抱く、又は身の安全を守るための適切な場所を確保できない方のために、気象情報・状況や町民等からの問い合わせ状況等により、自主的に避難する方のために開設する施設

■ 避難場所・避難所に関する課題及び方針

- ✓ 新しい子育てシステムの開始により、施設の設備環境の変化があり、また、新設こども園などを含めた、避難場所・避難所の再検討が必要
- ✓ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を踏まえた（一人当たりの面積の目安や導線の確保等による収容人数の減少）避難所の指定が必要
- ✓ 最新の地震被害想定調査や津波・洪水浸水想定区域の結果等を踏まえた、避難場所・避難所の再検討が必要

- ▼
- ▶ 以上を踏まえた、避難場所・避難所の再指定に向けた検討を行う。

- ✓ 福祉避難所の指定が「町保健福祉センター」のみとなり、福祉避難者の収容可能人数が不足
- ✓ 福祉避難所開設時における、要配慮者等のケアに当たる要員が不足

- ▼
- ▶ 民間の町内福祉社会福祉施設等との協定締結に向けた検討を行う。

■ 修正の概要

- ✓ 河川水位、降雨量等が危険水域に達した場合や、気象情報・津波情報等が発表された場合などには、躊躇することなく、避難情報を発令する必要がある。
- ▼
- ▶ 避難情報の文言の変更等に対応するとともに、河川氾濫などを捕捉する情報として気象庁から新たな指標（流域雨量指数）が発表されていることなどから、風水害時における避難情報の発令基準等の見直しを行った。
 - ▶ 津波の特性を踏まえ、津波情報が発表された場合の避難指示の発令基準及び区域の見直しを行った。

【避難情報の発令基準】（見直し）

避難情報	発令基準	町民等が取るべき行動
緊急安全確保 （警戒レベル5）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が切迫 ○ 加治川の<small>小松・岡田</small>水位観測所の水位が、堤防天端水位に到達した場合 ○ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により、決壊のおそれが高まった場合 ○ <u>大雨特別警報（浸水害）</u>が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生する直前、又はすでに災害が発生している状況であるため、命を守るための最善の行動をとる。
避難指示 （警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生を確認 ○ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居住（滞在）している危険な場所から、近くの安全な場所（避難所・避難場所など）に避難する。
高齢者等避難 （警戒レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加治川の<small>小松</small>水位観測所の水位が、<u>避難判断水位（レベル3水位：13.01m）</u>に到達した場合 ○ 加治川の<small>岡田</small>水位観測所の水位が、<u>避難判断水位（レベル3水位：15.30m）</u>に到達した場合 ○ その他河川の洪水警報の危険度分布で「<u>警戒（赤）</u>」が出現し、今後も増水等が見込まれる場合 ○ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ○ その他、町民の生命等を保護するため、町長が必要と認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難に時間のかかる高齢者や障がい者は、居住（滞在）している危険な場所から、近くの安全な場所（避難所・避難場所など）に避難する。

【避難情報の発令区域】（新設）

避難情報の発令区域は、洪水ハザードマップで示す洪水浸水想定区域内の行政区とする。

四ツ屋、道賀新田、上大谷内、真野（一部）、丸瀧、桃山山倉（一部）、中の橋、本諏訪山、山諏訪山（一部）、本大夫山大夫（一部）、二本松（一部）、外畑、蓮野（一部）杉谷内（一部）、正庵、藤寄（一部）、大夫興野（一部）蓮瀧（一部）、八幡（一部）、東山（一部）

【避難情報の発令区域】（見直し）

	発令基準	発令対象区域
避難指示	大津波警報の発表	○ 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水区域（津波防災地域づくりに関する法律に基づき、県が設定する津波災害警戒区域、及び平成25年度県発表の3連動時間差発生地震津波浸水想定区域）
	津波警報の発表	
	津波注意報の発表	○ 漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客などを念頭に、海岸堤防等より海側の区域

- ▶ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、津波に関しては、高齢者等避難は発令せず、原則として、避難指示のみを発令する。
- ▶ 津波情報の種類により、想定される津波の規模が異なることから、情報種別に応じて、避難指示の対象区域を変更

■ 修正の概要

- ✓ 避難所の開設・運営にあたっては、迅速な対応が求められることから、避難所開設・運営マニュアルの作成やあらかじめ避難所レイアウト等を定めておくなど、事前の取組が必要である。
- ▶ 避難所の開設基準及び避難所指定職員の指定制度の新設、全ての避難所を一時に開設することから、避難所開設の優先順位を定めた。
- ▶ 避難所開設・運営マニュアル等に基づき、避難所ごとに『避難所レイアウト』を作成することとした。

■ 避難所の開設基準等

【避難所の開設基準】（見直し）

- ① 町内において、震度6弱以上の地震を観測した場合（一部の避難所を開設）
- ② 避難情報を発令する場合
- ③ その他、町長が必要と認める場合

【避難所指定職員の指定】（新設）

夜間や休日等に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合にも、迅速に避難所を開設できるよう、職員の居住状況等から、あらかじめ避難所ごとに、避難所の開設を担当する職員（避難所指定職員）を指定する。

【避難所開設の優先順位】（新設）

大規模災害が発生した場合、全ての避難所予定施設を避難所として開設することは不可能である。このことから、その所在や規模・機能、収容可能人数などから、あらかじめ避難所開設の優先順位を設け、必要に応じて、順次開設していく。

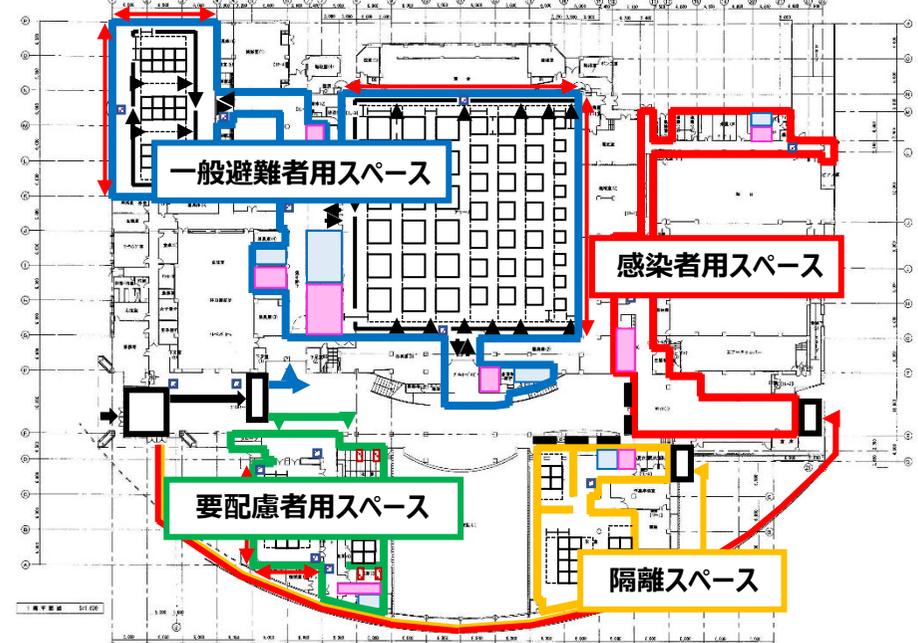
区分	避難所予定施設			
第1順位	(山倉地区) 町民会館	(蓮野地区) 蓮野小学校	(亀代地区) 亀代小学校	(福祉避難所) 保健福祉センター
第2順位	山倉小学校	聖籠はじめこども園	聖海荘	特別養護老人ホーム はすがた園、ウェル ハート加治川の里、 介護老人保健施設汐 彩の郷、特別養護老 人ホーム聖籠まご ころの里
第3順位	聖籠中学校、せいらう幼稚園、山倉多目的運動場、ほしぞらこども園、図書館、聖籠町役場、蓮野多目的運動場、藤寄体育館、藤寄公会堂、大夫興野公会堂、亀代多目的運動場、亀代地区公民館、なないろこども園、ハーモニーこども園、聖籠観音の湯「ざぶーん」			

■ 避難所レイアウトの作成（新設）

【避難所レイアウト作成時のポイント】

- **受入れスペースの確保**
避難所の規模等に応じて「一般避難者用スペース」に加えて、高齢者（介護や介助を要する者）、障がい者など一般の避難者と共同での避難生活が困難な者や、基礎疾患があるなど新型コロナウイルス等に感染した場合に重症化リスクのある者などを収容する「要配慮者スペース」のほか、新型コロナウイルス等の感染症対策に配慮した構成とする。
- **福祉スペースの確保**
- **男女それぞれの視点に立った避難所運営 他**

【避難所レイアウト例(町民会館)】



■ 修正の概要

- ✓ 過去の災害では、車での避難が渋滞や交通事故などを引き起こし、被害の拡大につながったことから、地震発生時の避難は徒歩が原則。しかし、避難所への距離や要配慮者の避難対応など、やむを得ず、車での避難が必要となる場合や、車中泊避難を選択する場合も考えられる。
 - ✓ 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの避難者がペットを伴って避難所に避難してくることが想定される。
 - ✓ 災害により住家等が滅失した者のうち、自己の資力では住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅を設置し、収容する必要性が考えられる。
- ▶ 避難者・被災者に対し、必要な支援が行えるよう、車中泊避難者受入予定避難所、ペットとの同行避難対応予定避難所及び応急仮設住宅建設予定地などを、あらかじめ選定した。

■ 車中泊避難者等に対する支援

【車中泊避難者受入予定避難所の指定】（新設）

車中泊避難者に対しても、避難所への避難者と同様の支援を行えるよう、車中泊避難者受入予定避難所をあらかじめ指定する。やむを得ず、車中泊避難を選択する場合には、原則として、下記の避難所に避難する。

車中泊避難者受入予定避難所

町民会館、蓮野小学校、亀代小学校

■ ペットの保護避難対策

【ペットとの同行避難対応予定避難所の指定】（新設）

過去の災害では、避難所にペットを連れていけないという理由で飼い主が避難せず、被災したケースもあった。飼い主がペットを連れて躊躇なく避難できるよう、ペットとの同行避難が可能な避難所予定施設を指定する。

ペットとの同行避難対応予定避難所

蓮野多目的運動場、山倉多目的運動場、亀代多目的運動場

■ 応急仮設住宅の供与

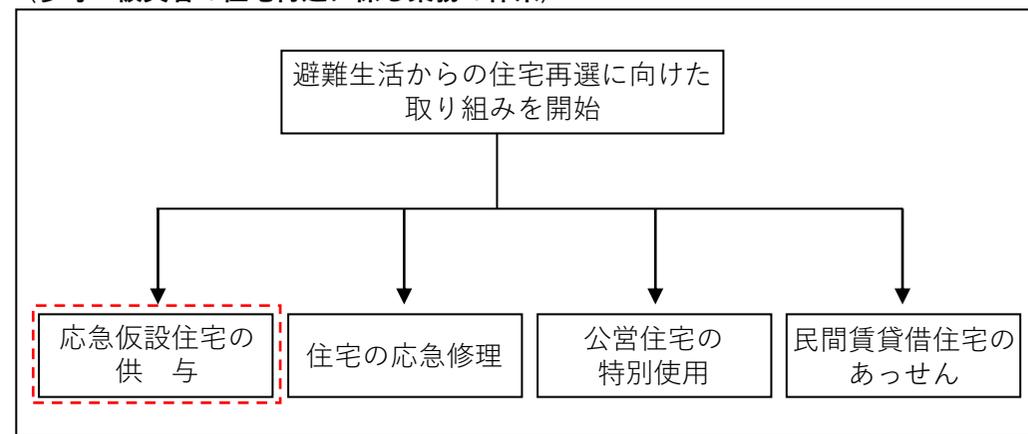
【応急仮設住宅建設予定地の選定】（新設）

災害により住家等が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保できない者に対し、迅速に応急仮設住宅を供与できるよう、あらかじめ応急仮設住宅建設用地として、公有地を選定する。

応急仮設住宅建設予定地

町民会館駐車場、弁天瀧風致公園駐車場

〈参考：被災者の住宅再建に係る業務の体系〉



修正の概要

- ✓ 災害発生に備え、町民自らの備蓄、指定避難所及び備蓄拠点での備蓄、並びに流通業者及び応援協定締結市町村等との協定などにより、総合的な備蓄体制を確立する必要がある。
- ▶ 災害発生から交通状況を含む流通機構の回復が見込まれる3日程度の間に必要な飲料水、食料及び生活必需品を、住家や施設の被災等により、備蓄した物資等を持ち出せない町民等に提供できるよう、『**聖籠町災害備蓄計画**』を作成し、計画的な備蓄を推進することとした。

聖籠町災害備蓄計画 (新設)

【基本的な考え方】

7.13水害、中越大震災においては、電気、ガス、水道等のライフライン及び物資流通の一時的な麻痺により、発災直後の食料・生活必需品等が不足した。このことから、新潟県では、**全県的な備蓄の基準**を示した。町では、この県基準を踏まえ、計画的な備蓄を推進していく。

【発災から3日目までの備蓄供給想定】

県基準では、①3日間は流通経路が拡幅しない、②県外からは9食目(3日目の3食目)以降から支援を受けられる、との想定の上、『1~3食目は個人備蓄、4・5食目は市町村備蓄、6~8食目は県及び他市町村備蓄、9食目からは県外からの支援で対応する』としている。

以上を踏まえて、町では、発災からの3日目までの備蓄供給想定を『**1日目は個人備蓄、2日目は町備蓄、3日目は県及び他市町村備蓄等**で対応する』と設定

	1日目			2日目			3日目			4日目	
	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②
県基準	個人備蓄			町備蓄			県及び他市町村			県外からの支援	
町設定	個人備蓄			町備蓄			県及び他市町村			県外	

【目標備蓄量】

県基準では、被災想定を人口の12.5%としている。町では、**発災から3日目までの備蓄供給想定と、被災想定12.5%を踏まえ、目標備蓄量を下記のとおり設定**

	主食(食)	副食(食)	飲料水(500mL/本)
目標量 (人口1.4万人)	5,250 (1食:1,750)	700	5,250

聖籠町災害備蓄計画 (防災物資編)

【被災想定...1750人(人口14000人の12.5%)が被災】

令和3年12月7日 改定

聖籠町災害備蓄計画 (食料編)

被災想定: 1750人(人口14000人の12.5%)が被災
供給想定: 1日目:個人備蓄 2日目:町備蓄 3日目以降:県及び他市町村備蓄並びに流通業者
目標量: 主食:5250食(1750人×3食) 副食:700食 飲料水:5250本

令和3年12月7日 改定

●生活物資等

品目	計画量	規格等	年次	購入量	処分年度	累計	購入量	処分年度	累計		
ビニールシート	1200巻	災害用トイレ	H27	300	R02	300	300	R02	300		
1200巻	1000冊分	使用期限:製造から5年	H28	250	R03	550	300	R03	650		
購入量	処分年度	累計	購入量	処分年度	累計	購入量	処分年度	累計	購入量	処分年度	累計
H30	-	-	R01	-	-	R02	400	-	R03	400	R12
R01	-	-	R02	-	-	R03	400	-	R04	400	R13
R02	400	-	R03	-	-	R04	400	-	R05	400	R14
R03	-	-	R04	400	-	R05	400	-	R06	800	R15
R04	-	-	R05	400	-	R06	1200	-	R07	1200	-

●主食

品目	計画量	規格等	年次	購入量	処分年度	累計			
アルファ米 五目ごはん	300食	災害用トイレ	H27	300	R02	300			
アルファ米 田舎ごはん	1400食	災害用トイレ	H28	250	R03	550	300	R03	600
携帯おにぎり(わかめ)	700食	災害用トイレ	H29	300	R04	850	250	R04	850
携帯おにぎり(昆布)	600食	災害用トイレ	H30	250	R05	1100	300	R05	1150
災害用 梅がけ10★	600食	災害用トイレ	R01	300	R06	1400	250	R06	1400
製造から5年	製造から5年	製造から5年	R02	250	R07	1400	300	R07	1400
炊き出し用50食セット	300食	災害用トイレ	R03	250	R08	1400	300	R08	1400
炊き出し用50食セット	300食	災害用トイレ	R04	300	R09	1400	250	R09	1400
容器等有り	容器等有り	容器等有り	R05	250	R10	1400	300	R10	1400
※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	R06	250	R11	1400	300	R11	1400
※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	R07	300	R12	1400	250	R12	1400

●副食

品目	計画量	規格等	年次	購入量	処分年度	累計			
非常備蓄用 ミキサー粥	500食	災害用トイレ	H27	180	R02	180			
保存用ビスケット	700食	災害用トイレ	H28	120	R03	300	300	R03	300
製造から5年	製造から5年	製造から5年	H29	180	R04	480	120	R04	420
1食:23g	1食:5食(75g)	1食:15食(61.8g)	H30	120	R05	600	190	R05	600
熱湯又は水が必要	※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	R01	120	R06	720			
※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	R02	50	R07	50	420	R07	420
※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	R03	50	R08	100	240	R08	240
※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	R04	100	R09	200	120	R09	120
※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	R05	100	R10	300	120	R10	120
※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	R06	100	R11	400	120	R11	120
※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	R07	100	R12	500	0	R12	0

●飲料水等

品目	計画量	規格等	年次	購入量	処分年度	累計												
船天アルカリ 保存水	5250本	災害用トイレ	H27	1680	R04	1680												
長期保存用★	1500本	災害用トイレ	H28	1680	R05	3360												
製造から7年	製造から5年	製造から5年	H29	1680	R06	5040												
1本:500mL	1本:190g	※災害補助食品	R01	1680	R07	6720												
※災害補助食品	※災害補助食品	※災害補助食品	R02	1680	R08	8400	300	R08	300									
※災害補助食品	※災害補助食品	※災害補助食品	R03	1680	R09	10080	300	R09	300	600	R09	600	600	R09	600	600	R09	600
※災害補助食品	※災害補助食品	※災害補助食品	R04	1200	R10	11280	300	R10	11580	900	R10	11580	900	R10	11580	900	R10	11580
※災害補助食品	※災害補助食品	※災害補助食品	R05	1200	R11	12480	300	R11	12780	1200	R11	12780	1200	R11	12780	1200	R11	12780
※災害補助食品	※災害補助食品	※災害補助食品	R06	1200	R12	13680	300	R12	13980	1500	R12	13980	1500	R12	13980	1500	R12	13980
※災害補助食品	※災害補助食品	※災害補助食品	R07	1200	R13	14880	300	R13	15180	1800	R13	15180	1800	R13	15180	1800	R13	15180
※災害補助食品	※災害補助食品	※災害補助食品	R08	1200	R14	16080	300	R14	16380	2100	R14	16380	2100	R14	16380	2100	R14	16380
※災害補助食品	※災害補助食品	※災害補助食品	R09	1200	R15	17280	300	R15	17580	2400	R15	17580	2400	R15	17580	2400	R15	17580

●ミルク等

品目	計画量	規格等	年次	購入量	処分年度	累計			
買用用ドラミク はくみ	7800ℓ~2600ℓ	災害用トイレ	H27	7800	R02	7800			
ミルク(アレルギー除去食品)★	0ℓ~6400ℓ	災害用トイレ	H28	7800	R03	15600			
使い捨て哺乳瓶	230個	災害用トイレ	H29	7800	R04	23400			
製造から1.5年	製造から1.5年	製造から1.5年	H30	7800	R05	31200			
1セット:5個	1本:500g	1本:500g	R01	7800	R06	39000			
容量:240mL	※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	R02	7800	R07	46800			
※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	R03	7800	R08	54600			
※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	R04	7800	R09	62400			
※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	R05	7800	R10	70200			
※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	R06	7800	R11	78000			
※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	R07	7800	R12	85800			
※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	R08	7800	R13	93600			
※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	R09	7800	R14	101400			
※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	※アレルギー27品目不使用	R10	7800	R15	109200	780		

■ 修正の概要

- ✓ 町は、災害発生時の通信手段の確保のため、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散等の防災対策を推進する必要がある。
- ▶ 災害発生時においては、防災行政無線（屋外スピーカー・戸別受信機）による情報配信を中心に行うこととしてきたが、防災行政無線のデジタル化と合わせて、防災行政無線を中核とした情報配信を開始しており、その内容等を反映した。

■ 災害時の情報伝達に利用する通信手段

【同報系防災行政無線】

災害時の迅速かつ的確な情報伝達等により、被害の軽減を図るため、町独自の回線を利用した同報系防災行政無線（屋外スピーカー・戸別受信機）を整備する。

【災害時情報伝達一元化システム】（新設）

同報系防災行政無線に加え、携帯電話・スマートフォン等の普及状況を踏まえ、SNS(ソーシャル・ネットワーキング)等を活用するなど、緊急情報等をより早く、より確実に、より多くの方に伝達する体制を構築。なお、情報伝達体制の整備にあたっては、多様化した情報伝達手段に一元的に情報を配信できるよう、体制を整備する。

- ▶ 同報系防災行政無線で配信された緊急情報が、自動で聖籠町公式LINE・Twitter等でも配信される。

【新潟県総合防災情報システム】（新設）

町、県、県内市町村、防災関係機関等との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を図るため、新潟県総合防災情報システムを整備する。

- ▶ 新潟県総合防災情報システムに入力した情報は、新潟県防災ナビやLアラートを介して、町民・報道機関等に配信される。

【全国瞬時警報システム(Jアラート)】（新設）

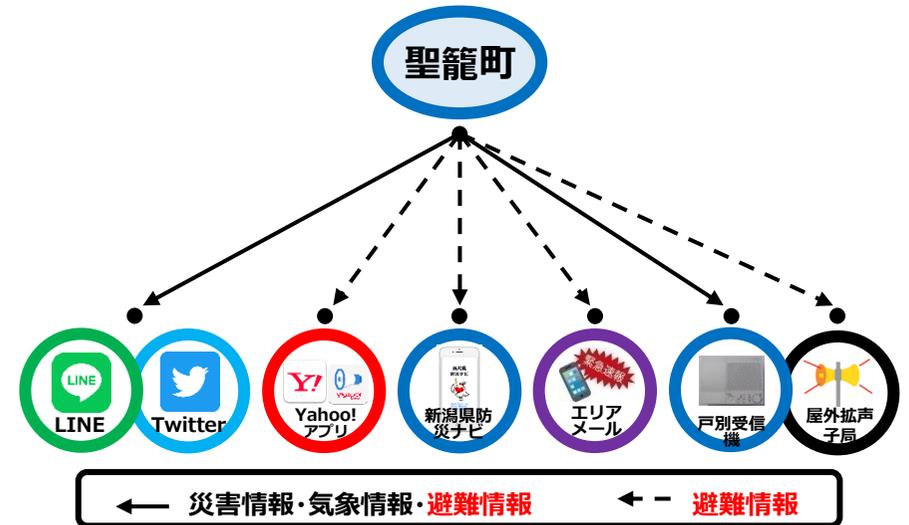
迅速な気象・地震情報等の伝達のため、国・気象庁から衛星回線等により情報を受信し、他媒体に伝達するJアラートを整備する。

- ▶ Jアラートで情報を受信すると、同報系防災行政無線が自動で起動し、屋外スピーカーや戸別受信機、聖籠町公式LINE・Twitter等で配信される。

【その他情報伝達通信手段】

- 町ホームページ
- Yahoo!アプリ
- 緊急速報メール・エリアメール
- Yahoo!防災速報 他

■ イメージ図（災害時の情報伝達）



■ 防災関係機関等との通信手段

【移動系防災行政無線】

災害時の情報収集を円滑に進めるため、基地局・陸上移動局（車載・携帯型等）で構成される移動系防災行政無線を整備する。

【防災相互通信用無線機】

災害時に被災地における防災関係機関相互の連絡体制確保のため、防災相互通信用無線機等を整備する。

【その他通信手段】

- 新潟県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）
- 衛星携帯電話 他

■ 修正の概要

- ✓ 災害発生時における道路機能の確保は、発災直後の救急活動や火災などの二次災害への対応、水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、町民の生活道路など、その意義は極めて重要
 - ✓ 新潟県では、災害発生時の応急対策等を円滑に行うため、高速道路と国道及びこれらを連絡する幹線的な道路等を『緊急輸送道路』として指定
- ▼
- ▶ 複数箇所でも同時被災した場合、被災箇所を同時に復旧することは困難であることから、『町指定重要路線道路』を指定し、計画的な拡幅等の必要な整備や、被災時の優先的な復旧を図ることとした。

【県指定緊急輸送道路】

● 1次緊急輸送道路

高速道路と次の防災拠点を連絡する一般国道
(県庁所在地・地方中心都市・重要港湾・空港島)

● 2次緊急輸送道路

1次緊急輸送道路と梯子上に代替性を確保する道路のほか、次の主要な防災拠点を連絡する道路(市町村庁舎・行政機関・公共機関・主要駅・港湾・ヘリポート・災害医療拠点・自衛隊等)

● 3次緊急輸送道路

1次・2次の緊急輸送道路とその他の防災拠点等を結ぶ道路

〈町内県指定緊急輸送道路〉

路線名	延長(km)	路線名	延長(km)
一般国道113号線	24.80	県道新潟新発田村上線	25.70
県道島見新発田線	0.30	中央埠頭東線	2.20
県道新潟東港線	0.60	中央埠頭東線支線2号	0.15

【町指定緊急輸送道路】(新設)

町は、国が指定する『重要物流道路』に加え、県緊急輸送道路や重要物流道路と災害時に活動拠点となる避難所を結ぶ町道等を『町指定重要路線道路』として指定し、計画的な拡幅などの必要な整備・被災時における優先的な復旧を図るものとする。

〈町内重要物流道路〉

	路線名
①	聖籠中学校線
②	山諏訪山蓮瀉線
③	蓮瀉新田別行線

〈町指定重要路線道路〉

	路線名		路線名
④	山諏訪山蓮瀉線	⑦	次第浜網代浜線
⑤	杉谷内追分線	⑧	諏訪山三本松線
⑥	網代浜榎1号線		

町内緊急輸送道路



■ 修正の概要

- ✓ 町、県、医療機関及び医療関係団体が、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制を構築する必要がある。
- ▼
- ▶ 災害時における迅速な対応のため、町、県、医療機関及び医療関係団体等の役割を整理した。
 - ▶ 町の主な役割として、初期救急医療が挙げられることから、救護所設置予定施設の指定に向け、検討を行うこととした。

【県の主な役割】

- 災害発生時における、町、医療機関等からの支援要請などに、迅速に対応するため災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、医療救護班及び医師などの医療関係者の派遣体制を整備する。
- 被災地域における医療支援を行うため、後方病院として患者の受入れが可能となる災害拠点病院（地域災害拠点病院・基幹災害拠点病院）を、中核病院などの中から選定し、施設及び設備の充実化を図る。
- 災害発生時における、医薬品、輸血用血液等の血液製剤、医療機器及び衛生材料等の確保体制を整備する。
- 被災地域での医療救護の窓口となり、医療需給の調整等を行うため、被災地を所管する保健所長を『災害医療コーディネーター』とし、医師会などの医療関係団体、災害拠点病院、市町村及び保健所等の担当者とともに、『災害医療コーディネートチーム』を組織する。

【町の主な役割】

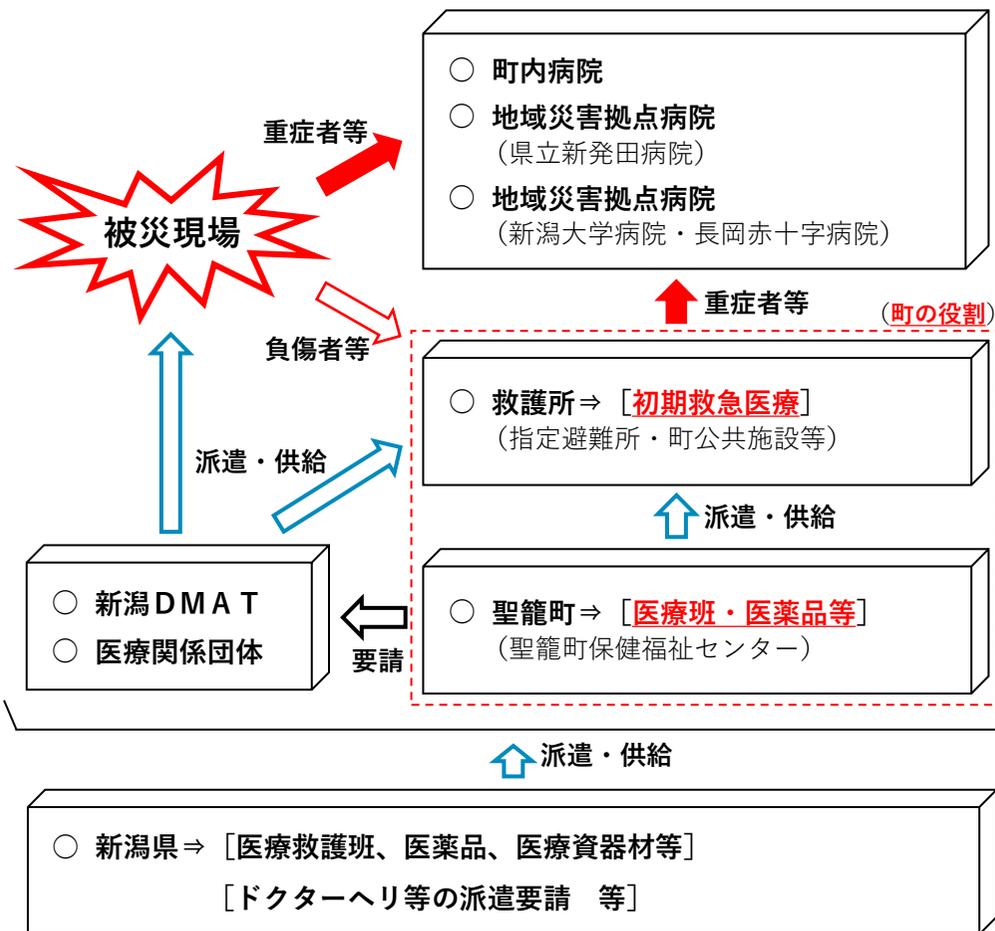
- 災害発生時における、医薬品、輸血用血液等の血液製剤、医療機器及び衛生材料等の確保体制を整備する。
- 『救護所』を設置する（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け））を伴う医療救護活動を行う。）

【救護所設置予定施設の指定】（新設）

救護所設置予定施設	※ 指定避難所や町公共施設等の中から救護所設置予定施設をあらかじめ指定できるよう、今後検討する。
救護所スタッフの編成	新発田北蒲原医師会などの医療関係団体と協議の上、救護所スタッフを編成する。原則として、医師1名、看護師2名、薬剤師1名、歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名の体制とする。

■ 災害時における医療救護体制

災害医療コーディネートチーム
⇒ [医療救護の窓口、医療需給の調整等]



■ 修正の概要

- ✓ 災害対策基本法により、避難行動要支援者名簿の作成が義務化されている。
 - ✓ 令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者ごとに『個別避難計画』を作成することが努力義務化された。
- ▶ 災害発生時における、避難行動要支援者の安全対策推進のため、『避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）』を策定し、個別避難計画等に関する町の方針などを定め、支援体制を構築していくこととした。

■ 避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）（新設）

【避難行動要支援者の定義】（見直し）

在宅の高齢者や障がい者などの要配慮者のうち、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」とする。

- 要介護者（要介護認定3以上の者）
- 身体・知的障がい者（身体障害者手帳1・2級（総合等級）の所持者、又は療育手帳Aの所持者）
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- その他、上記要件から漏れるが、自ら避難することが困難な者で、避難支援を希望する者

※ 要件については、避難情報の災害関係情報の取得能力、避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、避難行動をとる上で必要な身体能力等を勘案して設定する。

【その他全体計画に定める事項】（見直し）

- 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 避難行動要支援者名簿の提供に際しての個人情報漏えい防止のための措置
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新に関する事項
 - ▶ 避難行動要支援者の状況は常に変化し得るものであることから、避難行動要支援者自身は地震の状況に変化等が生じた場合、速やかに届け出るものとし、町は、避難行動要支援者の転居、転出、死亡等の情報や要介護認定、施設入所などの情報を把握し、定期的な名簿及び計画の更新を図る。
- 避難支援関係者の安全確保と責任に関する事項

【同意者名簿】

個人情報の提供に同意した避難行動要支援者の名簿

【平時・災害発生時】

- 町関係課に備えるほか、新発田消防本部、聖籠町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織、消防団に、事前提供する。

【全体名簿】

個人情報の提供に同意しなかった者を含む避難行動要支援者の名簿

【平時】

- 町関係課に備えることに限定する。

【災害発生時】

- 災害発生後、速やかに、新発田消防本部、聖籠町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織、消防団に提供する。
- 提供した全体名簿は、災害対応終了後に、速やかに回収する。

【個別避難計画】（新設）

災害発生時における避難支援の実効性を高めるため、行政区や自主防災組織といった地域組織、聖籠町社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉専門職といった福祉関係者と協力・連携して策定する、避難行動要支援者一人ひとりの避難計画

- ▶ ハザードの状況、避難行動要支援者本人の心身状況、情報取得や判断への支援への支援が必要な程度、独居等の居住実態、社会的孤立の状況などにより、計画作成の優先度等を定める。

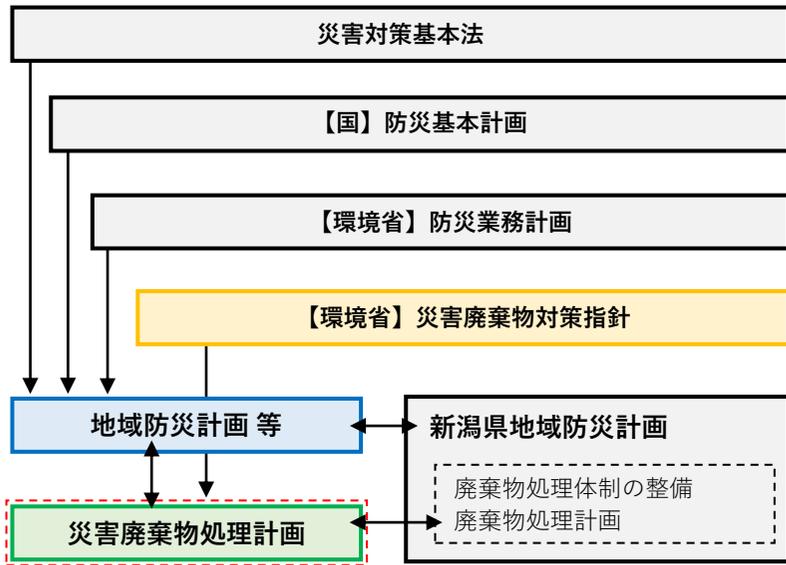
修正の概要

✓ 過去の災害では、災害により発生した災害廃棄物処理の遅れなどが円滑な復旧・復興に支障をきたした。

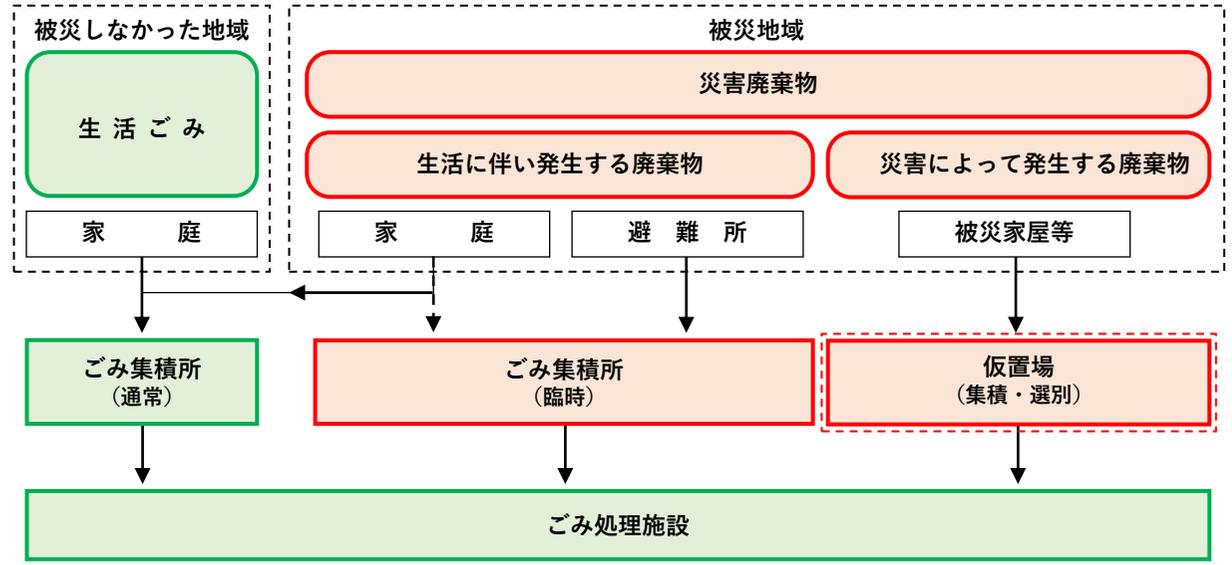
▶ 災害時に発生する廃棄物の処理を、適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、発災直後からの応急対策、復旧・復興対策を定めた『災害廃棄物処理計画』を定めることとした。

▶ 一時的に災害破棄物を集積し、ごみを分別する『仮置場設置予定地』をあらかじめ選定し、災害に備えることとした。

〈災害廃棄物処理に係る計画の体系〉



〈災害廃棄物処理等の流れ〉



災害廃棄物処理計画 (新設)

大規模災害発生時には、平常時とは性質が異なる膨大な量の災害廃棄物を、迅速かつ適正に処理することが必要になる。災害廃棄物処理計画は、あらかじめ災害廃棄物処理対応に関して必要な想定を行い、本町における課題などを抽出し、下記事項について、具体的かつ実効性のある対策を事前に講じるために策定する。

- 衛生的な処理の確保
- 計画的な対応・処理
- 迅速な対応
- 環境・安全に配慮した処理
- 町民等への対応
- リサイクルの推進

仮置場設置予定地の選定 (新設)

災害の規模によって、粗大ごみや不燃性廃棄物等が大量に搬出されるため、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合や処理場への搬入ができない場合などが考えられる。被災者の円滑な生活環境の確保や迅速な復旧のため、災害廃棄物集積する災害廃棄物仮置場設置予定地を選定する。

仮置場設置予定地

- ① 加治川右岸野球場跡地
- ② 次第浜海水浴場駐車場
- ③ 網代浜海水浴場駐車場